

国立大学法人長岡技術科学大学産学官・地域連携／知的財産本部規則

〔平成17年4月1日〕
規則第5号

（設置）

第1条 国立大学法人長岡技術科学大学に産学官・地域連携／知的財産本部（以下「本部」という。）を置く。

（目的）

第2条 本部は、産学官及び地域連携並びに知的財産に関する活動（以下「産学官連携活動等」という。）を総括し、組織的に推進することを目的とする。

（業務）

第3条 本部は、産学官連携活動等に関し、次に掲げる業務を行う。

- 一 基本方針の策定
- 二 総合的な推進及び連絡調整
- 三 その他必要な業務

（組織の統括）

第4条 本部は、次に掲げるセンターを統括する。

- 一 テクノインキュベーションセンター
- 二 技術開発センター
- 三 知的財産センター

（本部長等）

第5条 本部に産学官・地域連携／知的財産本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は理事（研究経営、評価、産学官・地域連携担当）をもって充てる。

2 副本部長は、前条各号に掲げるセンターの長のうちから、本部長が指名する。

（産学官・地域連携／知的財産本部連絡調整会議）

第6条 本部に産学官・地域連携／知的財産本部連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

（審議事項）

第7条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 産学官連携活動等の基本方針の策定に関する事。
- 二 第4条に掲げるセンターが行う産学官連携活動等の連絡調整に関する事。
- 三 その他産学官連携活動等に必要事項

（構成）

第8条 連絡調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 本部長
- 二 第4条に掲げる各センターの長及び副センター長

(連絡調整会議の運営)

第9条 本部長は、連絡調整会議を招集し、その議長となる。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、前条に規定する者以外の者を出席させることができる。

(事務)

第10条 本部の事務は、総務部産学・地域連携課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第10号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月2日規則第5号)

この規則は、平成21年9月16日から施行する。